

# 自家用有償運送許可について

令和3年度 障害福祉サービス事業者等集団指導

# 福祉限定タクシーとは

## ◆正式名称

### 「一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）」

- ・身体等に不自由があり、移動の制限を受ける者を旅客の対象とし、運送の対価を収受し輸送する事業
- ・許可を受け事業用ナンバーの車両を用いて行う事業

# 自家用自動車有償運送（道路運送法第78条第3号）について

## ○自家用自動車有償運送許可（ぶらさがり）とは○

- ・訪問介護事業所の指定を受けた福祉限定事業者と契約を結んだ訪問介護員等が、自家用自動車によって、有償で旅客を運送するもの  
（ケアプラン（介護計画）や市町村が行う介護給付費支給決定の内容に基づき、訪問介護員等が訪問介護サービスと一体となって行う輸送。）
- ・一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）を補完するための制度であるため、ぶらさがりの許可を受けるには、**一般乗用旅客自動車運送事業の許可が必要**

# ○ぶらさがりの運転者の要件○

福祉限定タクシーは法人に対する許可ですが、ぶらさがりは個人に対する許可であるため、運転者一人一人が要件を備えなければいけません。

- ① 訪問介護員等の資格を有すること  
(例：介護福祉士、初任者・実務者研修修了者等)
- ② 運転免許 2 種免許保有していること  
**(1 種免許保有の場合は、福祉有償運送運転者講習 (道路運送法施行規則第 5 1 条の 1 6 第 1 項第 1 号) を修了していること)**
- ③ 許可申請日前 2 年間に於いて無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けていないこと  
(公的機関の情報の中に申請者が事故を起こした情報が入っていなければ無事故扱い。軽微な物損事故や自損事故で、警察に届け出た結果、事故として扱われなかった場合は③に該当する。)
- ④ 道路運送法第 7 条 (欠格事由) に該当しないこと

# ○自家用有償運送の注意点○

## ◆ぶらさがりを行うには…

運輸支局に申請をし、許可を受ける必要があります。

《許可期限》 許可日から2年間

※継続してぶらさがりを行うには、期限が切れる1ヶ月前にぶらさがりの申請をする必要があります。

**※許可期限終了又は許可を廃止した場合は、許可書を運輸支局に返納してください。**

・事業用車 + 自家用車 = 5台以上 → 運行管理者の資格を有する者を選任

(例) 事業用車を1台保有していて、資格を有した運行管理者が居ない場合は、ぶらさがりに用いる自家用車は3台までとします。

## ◆ぶらさがりに使用する車両の車体表示について

《表示内容》 ・氏名、名称又は記号

・「有償運送車両」又は「78条許可車両」の文字

(1文字縦横5cm以上の横書きで、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、車両の両側面に外部から見やすいように表示してください。)

# ○ぶらさがりに使用する車両の取扱い○

ぶらさがりに使用する車両は、公示により以下の点が定められております。

- ① 訪問介護事業所の指定を受けたタクシー事業者との契約に基づき訪問介護サービスを提供する訪問介護員等がその使用権原を有する自家用自動車であること
- ② 乗車定員 1 1 人未満の自家用自動車（軽自動車を含む）であること
- ③ 対人**8,000万円**以上対物**200万円**以上の任意保険もしくは共済（搭乗者保健を対象に含むものに限る）に加入していることまたは加入する計画があること

## ◆ぶらさがりに使用する車両の車内には…

運賃及び料金、乗務員証、自動車登録番号について、利用者に見やすいように車内に掲示又は備え置くこと。

# 届出事項・届出先について

## ○届出事項○

ぶらさがり許可者が、次に該当することとなった場合は、遅滞なく管轄する運輸支局に届け出る必要があります。

- ・許可書の氏名・住所を変更したとき
- ・使用車両を変更したとき
- ・許可車が有償運送を廃止したとき

## ○届出先○

青森運輸支局 輸送・監査部門

〒030-0843

青森県青森大字浜田字豊田 1 3 9 - 1 3

TEL : 017-739-1502

FAX : 017-739-1505